

建設工事における失格基準の見直しについて

1 現状と課題

- (1) 県では、入札価格が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準である「失格基準」を設定し、この基準を下回った者の入札は無効としている。
- (2) 平成31年3月29日付けで、総務省及び国土交通省から、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）における調査基準価格の設定範囲の上限を10分の9から10分の9.2に引き上げる等の見直しを行ったので、各地方公共団体も算定方式の改定等により適切に見直すよう要請します。」と通知された。

2 見直し内容

■現行の失格基準の上限値、下限値をともに2%引き上げる。

○受注希望型競争入札（100万円～22億9千万円未満（WTO案件））

【現行】 87.5～92.5%（変動制） → 【見直し】 89.5～94.5%（変動制）

※（新）予定価格の92.0%未満で低入札価格調査を実施

総合評価落札方式

【現行】 87.5～90.0%（変動制） → 【見直し】 89.5～92.0%（変動制）

※（新）低入札価格調査調査基準価格 92.0～94.5%（変動制）

○参加希望型競争入札

【現行】 予定価格の87.5% → 【見直し】 予定価格の89.5%

3 効果

- (1) 品質低下の防止
- (2) 企業の適切な利潤の確保による適正な労働賃金の支払い、担い手の確保・育成等

4 実施時期

令和元年8月の公告案件から適用